

県水協たより



第50号
令和8年8月1日

発行/公益社団法人 山形県水質保全協会事務局
東根市大字野田695番地の8 TEL 0237-48-2469 FAX 0237-48-2693



会長の挨拶

公益社団法人 山形県水質保全協会 会長 片桐 健 悦

会員各位並びに県、市町村等の関係行政機関の皆様には、日頃から当協会の事業に格別のご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

去る6月4日に、山形県環境エネルギー部の原田榮浩水大気環境課長並びに当協会顧問である伊藤重成県議及び相田光照県議のご臨席を賜り、第16回社員定時総会を開催いたしました。御多忙の折、多くの会員の皆様にご出席いただき、誠にありがとうございました。総会において、空席となっていた外部監事に税理士の平山康介氏が選任され、当協会運営のガバナンス充実と信頼性確保に向けた組織体制が整ったところです。

さて、長年の念願であった「20人槽以下の法定検査手数料」が、本年4月1日から増額改定されました。浄化槽管理者（設置者）のご理解を賜り、円滑な導入ができたことに対して、関係各位のご支援に厚く御礼を申し上げます。当協会としては、今後の安定的な協会運営につながる体制を整え、浄化槽指定検査機関としての使命を果たすべく、より適正な浄化槽検査に努める決意であります。

また、国においては、議員立法による浄化槽法改正の動きがあります。浄化槽の適正な維持管理の徹底を図るため、新たな仕組みが創設される予定ですが、その一つに、浄化槽の保守点検・清掃の実施状況の報告義務化があります。今後の国会審議を経て改正法が施行されると、浄化槽保守点検業者は、保守点検・清掃の実施状況について、行政に対して電子的方法で報告する義務が想定されます。当協会では、浄化槽法改正を見据えて、新規事業として「浄化槽維持管理システム」開発をめざしており、会員企業に提供して業務効率化を支援することにより、県内の浄化槽の適正な維持管理を推進してまいります。引き続き、関係各位のご理解とご支援をお願い申し上げます。

現在、浄化槽を取り巻く環境は大きな変革期を迎えています。浄化槽は、下水道に比較して整備費用が少額であり、大雨や地震による被災からの復旧が早いことなどから、浄化槽の良さが見直され、全国では下水道整備から浄化槽整備に転換する動きも少しずつ出ております。浄化槽の優位性についてアピールするとともに、何よりも浄化槽に対する信頼を得ることが重要になると思います。

当協会では、本県の水環境の保全と公衆衛生の向上のため、浄化槽の法定検査受検を推進するとともに、新規設置者講習会や浄化槽管理士研修会等を開催し、浄化槽管理者の意識向上と業界の技術力保持に努め、浄化槽の適正な維持管理を推進してまいります。

結びに、今年もまだまだ暑い日が続きますので、熱中症にご留意のうえお過ごしください。皆様の一層のご健勝を祈念するとともに、当協会に対するご指導とご支援をお願い申し上げ、会長挨拶といたします。



山形県の良い水環境の継承に向けて

山形県環境エネルギー部水大気環境課長 原 田 泰 浩

貴協会並びに会員の皆様には、平素より本県の水環境保全の推進に格別のご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。また、浄化槽法に定める指定検査機関として、法定検査の実施や未受検者への対応、浄化槽保守点検業の登録に係る浄化槽管理士研修会の実施など、本県の浄化槽行政の推進に大きな役割を果たしていただきましたことに、心から感謝申し上げます。

さて、県では、「第4次山形県環境計画」（計画期間：令和3～12年度）において、「良好な大気・水環境の確保と次世代への継承」を施策の柱の一つとして掲げ、母なる川“最上川”をはじめとした河川の清らかな水など良好な水環境を継承するため、種々の取組みを実施しています。

近年、健康への影響が懸念されている有機フッ素化合物（PFAS）については、本県においても水環境中の状況を把握するため、令和3年度から河川水や地下水中のPFOS・PFOAの調査を行ってまいりましたが、今年度からは水質測定計画に盛り込んで監視しております。

生活排水対策においては、下水道、農業集落排水施設及び浄化槽などの生活排水処理施設の整備を計画的に進めるため、県では、「第三次山形県生活排水処理施設整備基本構想」を策定しており、社会経済情勢の変化等に対応するため、令和8年3月に三次構想の改定を行いました。改定後の三次構想では、生活排水処理施設の普及率を97.3%（令和17年度末）とする目標を掲げ、さらなる整備促進に取り組むとともに、12市町において下水道整備区域の一部を浄化槽整備区域に変更するなど、効率的な整備手法を行うこととしております。

これまで、生活排水処理施設の整備と適正な維持管理が着実に進み、最上川の水質はかつてに比べ非常にきれいになっております。今後もこの良好な水質を維持していくため、引き続き、水質保全に向けた浄化槽の整備促進にご協力をお願い申し上げます。あわせて、設置された浄化槽がその処理機能を十分に発揮し続けるためには、法定検査、保守点検、清掃の「維持管理の三本柱」が適正に行われることが不可欠ですので、今後とも浄化槽の適正な維持管理の向上に向け、変わらぬお力添えを賜りますようお願い申し上げます。

また、本県では、水資源の保全・活用にも取り組んでおります。貴重な水資源である、地域で育まれてきた優れた湧水を「里の名水・やまがた百選」として選定し、広く情報発信する事業を実施しております。令和7年度までに90箇所を里の名水として選定しており、この取組みを通して、水環境を大切にする心と郷土愛を育ててまいります。あわせて、観光資源や地域おこしへの活用を図ることで、地域の活性化につなげていく考えです。現在は、名水の小冊子の配布の他、公式YouTubeチャンネルによる湧水動画の公開など、県内外への情報発信も行っています。皆様も、県内各地の涼やかな名水を訪れ、本県が誇る豊かな水資源の魅力を再発見していただければと存じます。

本県の良好な水環境の継承において、浄化槽が果たす社会的役割は今後ますます大きなものとなります。県としましては、引き続き、市町村、浄化槽関連業界及び指定検査機関である貴協会の皆様と一層の連携を図り、県内の水環境保全に全力を尽くしてまいりますので、今後ともご協力を賜りますようお願い申し上げます。



公式 YouTube
二次元コード

各総合支庁の取組み



山形県村山総合支庁保健福祉環境部

環境課長 大久保 剛

村山地域は、山形県のほぼ中央に位置し、母なる川“最上川”が貫流する地域です。管内の面積は県内4地域の中で最も広く、人口も県内の約5割を占めており、河川や海域等の公共用水域の水質保全に係る本地域の役割は大変重要だと考えています。

村山地域の生活排水処理施設普及率は、令和6年度末で97.2パーセントと県全体の普及率を上回っており、下水道や農業集落排水の未整備地域に整備される浄化槽の普及率は4.8パーセントと少ないものの、地域の水環境保全に大いに貢献しています。

一方で、浄化槽の維持管理が適正であるか確認する法定検査の受検率は、令和6年度で74.2パーセントであり、県全体の受検率を下回っています。

浄化槽は、地域の公衆衛生、快適な生活環境を維持するうえで重要な設備ですので、その機能が十分に発揮されるよう、関係市町や関係機関と連携し普及啓発に取り組んでまいりますので、皆様のご理解とご協力を心よりお願いいたします。



山形県最上総合支庁保健福祉環境部

環境課長 鍮 水 義 弘

貴協会におかれましては、浄化槽法定検査の確実な実施のほか、令和6年7月に発生しました豪雨災害の際には、会員の皆様より浄化槽の復旧に御尽力いただいたことに、心より感謝申し上げます。

さて、令和8年3月に「第三次山形県生活排水処理施設整備基本構想」の見直しを行い、引き続き合併処理浄化槽への転換やより一層の施設整備を推進していくことを確認したところです。

ここ最上地域では中山間地域に集落が散在していることもあり、個別排水処理である浄化槽の整備割合が多く、そのため生活排水処理の普及率も81.8%（令和6年度末）と県平均94.9%より大幅に低く、県内で最も遅れている状況です。

一方で、浄化槽からの水質を適正に維持するためには、保守点検や清掃に加え、法定検査が重要となりますが、最上管内の浄化槽法定検査の受検率は県内でも高い水準となっております。

最上地域の美しい自然と鮭川や最上小国川に代表される清流を後の世代に残していくため、関係市町村や関係機関と連携しながら合併処理浄化槽の普及と適切な維持管理の啓発に取り組んでまいりますので、引き続き、ご理解とご協力をお願い申し上げます。



山形県置賜総合支庁保健福祉環境部

環境課長 横山 秀典

置賜地域は、「母なる川」最上川の源流を有し、磐梯朝日国立公園の山々に囲まれた自然豊かな地域です。

置賜地域の特徴として、生活排水処理施設の中で浄化槽の割合が高いことが挙げられます。令和6年度末の時点での生活排水処理施設普及率は89.0%と県内平均の94.9%を下回っていますが、処理施設別に見ますと、浄化槽が21.2%と県平均の8.6%を大きく上回っております。このため、置賜地域では浄化槽の適切な維持管理が水環境保全のために重要となります。

浄化槽が十分な処理能力を発揮するためには、浄化槽の保守点検や清掃など適切な維持管理が欠かせません。また、維持管理状況を確認するための法定検査も重要なものとなってきます。

置賜総合支庁では、今後とも関係市町や関係機関と連携しながら合併処理浄化槽の普及や適切な維持管理の啓発に取り組んでまいりますので、引き続き貴協会からのご理解とご協力をお願い申し上げます。

豊かな水環境と、最上川をはじめとする美しい清流をみんなで守っていきましょう。



山形県庄内総合支庁保健福祉環境部

環境課長 石川 伸

庄内地域は、烏海山・出羽三山をはじめとする山々と日本海に囲まれた自然豊かな地域です。県を縦断する最上川、出羽山地を源とする赤川、烏海山系を源とする日向川・月光川などの豊かな水環境・水資源に育まれた産業、食文化や観光資源が魅力となっています。

この清らかな水環境を保つため、浄化槽が果たす役割は非常に大きなものがあります。庄内地域の令和6年度末の生活排水処理施設普及率は、県内で最も高い98.1%となっておりますが、浄化槽がその能力を十分に発揮し、生活環境及び公衆衛生の向上に資するためには、保守点検や清掃、法定検査の受検など、適切な維持管理を推進することが大変重要です。

豊かで清らかな水環境を次世代に引き継ぐため、庄内総合支庁では、市町などの関係機関と連携しながら、合併処理浄化槽の更なる普及促進や適切な維持管理の啓発に取り組んでまいりますので、引き続き貴協会からのご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和8年度 第16回社員定時総会

去る、6月4日（木）山形市の山形グランドホテルにおいて、第16回社員定時総会を開催しました。

総会は青山副会長の開会挨拶に始まり、片桐会長の挨拶の後、山形県環境エネルギー部長 相田健一様（水大気環境課 原田泰浩課長代読）、当協会顧問の伊藤重成様よりご祝辞をいただきました。

その後、有限会社県南エコサービスの島貫利幸氏を議長に選任後、下記の議事について審議が行われました。

- 第1号 報告事項 令和7年度事業報告について
- 第2号 第1号議案 令和7年度決算承認の件
- 第3号 第2号議案 定款変更の承認の件
- 第4号 第3号議案 監事の選任の件
- 第5号 報告事項 令和8年度事業計画及び収支予算について



総会の様子

審議の結果、5議案とも満場一致で原案どおり承認されました。

菅副会長の閉会の挨拶により、第16回社員定時総会を終了いたしました。

また、総会終了後、会員相互の情報交換と親睦を図るため、懇親会を開催しました。

令和8年度 (公社)山形県水質保全協会 役員名簿

役職	会員名	所 属	役職	会員名	所 属
会長理事	片 桐 健 悦	大章環境(株)	理 事	丹 治 正 彦	東北環境開発(株)
副会長理事	青 山 武	環清工業(株)	理 事	島 貫 利 幸	(有)県南エコサービス
副会長理事	菅 龍 太	(有)エコシラカワ	理 事	菅 野 宣 誉	(有)菅野清掃
常務理事	大 石 広 助	(公社)山形県水質保全協会	外部理事	高 橋 聡 子	社会保険労務士さと事務所
理 事	黒 澤 利 宏	テルス(株)	外部監事	平 山 康 介	平山康介税理士事務所
理 事	斎 藤 実	(株)マルコウ環境	監 事	遠 藤 一 生	(有)厚生社

山形県水質保全協会長表彰

当協会の発展に貢献した会員、役員及び会員従業員に山形県水質保全協会長表彰が贈呈されました。なお、6月4日（木）に開催された第16回社員定時総会の冒頭に表彰式が執り行われました。表彰者は下記のとおりです。おめでとうございます。



○優良事業従事者表彰

佐 藤 泰 良 氏 (有)厚生社

大 嶋 貴 文 氏 (米沢清掃(有))

令和7年度 事業報告

法定検査業務の推進

1) 浄化槽法定検査

① 浄化槽法定検査実施数

検査計画34,300基（7条検査250基、11条検査34,050基）に対し、
34,589基（7条検査289基、11条検査34,300基）を実施した。

② 8月20日に開催された浄化槽行政担当者会議にオンラインで出席し、総合支庁及び管内市町村の担当者と情報交換を行った。

また、未受検者に対し、県・市町村と共に文書指導の啓発を行うとともに、中規模以上浄化槽の未受検者に対し県と共に受検啓発するなど、受検基数の増加と受検率の向上に努めた。

（未受検者対応）

検査拒否対応	1,615件対応	263件受検	(16.3%)
未申込対応	1,054件対応	28件申込	(2.7%)
合 計	2,669件対応	291件受検	(10.9%)

③ 浄化槽法定検査手数料が令和8年4月1日に改定されることに伴い、県及び市町村に対し周知への協力依頼を行うとともに、法定検査時に設置者に対し改定内容を丁寧に説明するなど、周知することに努めた。

④ 2月25日に開催された公益財団法人日本環境整備教育センター主催の「浄化槽の維持管理向上等に関する会議」に出席し、浄化槽行政の現状と災害対応、維持管理費用等の実態調査の分析結果の情報収集を行った。

⑤ 公益財団法人日本環境整備教育センターに新入職員2名を派遣し、浄化槽法定検査員の資格を取得した。

⑥ 浄化槽法定検査普及啓発活動

山形新聞10月1日の「浄化槽の日」特集に広告を掲載し、浄化槽を通じた公共用水域の水質保全について啓発を行うとともに、浄化槽の維持管理の重要性と法定検査受検への啓発に努めた。

2) 浄化槽及び一般廃棄物に関する研修会・講習会

① 浄化槽法に基づく「山形県浄化槽管理士に対する研修会」を県と連携協力して開催した。また、県及び市町村浄化槽担当者に対して、浄化槽行政の動向及び維持管理を学ぶ機会を提供した。

8月22日 東根市 タントクルセンター 浄化槽管理士 72名出席
行政担当者 19名出席

② 浄化槽の適正な取り扱いと使用上のルールを理解してもらうため、最上及び置賜の各総合支庁管内の浄化槽新規設置者に対して、浄化槽の適正な取り扱いと使用上のルールを理解してもらうための浄化槽新規設置者講習会を開催した。また、対象者に対し、講習会資料一式を配布した。

11月12日 開催地:米沢市 対象地域:米沢市、南陽市、川西町
11月14日 開催地:新庄市 対象地域:最上地域

延べ出席者50名

③ 検査員研修及び職員研修

検査業務の一部を可視化し平準化する目的で業務マニュアルを作成する会議を計5回開催し、1月5日に全職員へ周知するとともに運用の徹底を指導した。

業務執行理事と全課長による打合せの機会を設け、問題の洗い出しや解決に向けた業務管理の徹底を図るとともに、コンプライアンス意識を高めるなど、会議を計3回開催した。

10月15～16日に茨城県水戸市で開催された第39回全国浄化槽技術研究集會に職員6名を派遣し、最新技術の習得や他県の取組みを学んだ。

公益法人制度改正に係り、公益財団法人公益法人協会などが主催する関連セミナーにオンライン等で計5回出席し、改正に伴う体制整備のための情報収集を行った。

3) 浄化槽及び一般廃棄物に関する情報提供、機関紙の発行

① 一般社団法人日本環境保全協会発行の「環境保全タイムズ」等一般廃棄物処理業に関する情報を随時提供した。

また、同協会からの浄化槽及び浄化槽清掃に関する情報を随時提供した。

② 協会機関紙「県水協たより」を年2回（8月、2月）発行し、県及び市町村、会員、関係機関に配布した。

- ③ ホームページを通して協会の情報公開に努めるとともに、浄化槽の適正な管理知識や各種手続き等の普及に努めた。
アドレス <https://yamagata-suisituhozen.or.jp/>

4) 浄化槽台帳システムを活用した市町村との業務委託の推進

改正浄化槽法により自治体に整備が義務付けられた浄化槽台帳の作成を支援するため「市町村浄化槽台帳システム」を活用する業務委託契約を12自治体と継続契約するとともに、他市町村に対しシステム活用に向けた啓発を行った。

受託市町村：村山市、東根市、大石田町、新庄市、金山町、最上町、大蔵村
米沢市、南陽市、川西町、鶴岡市、遊佐町

5) 浄化槽の維持管理に関する調査・相談・指導業務

- ① 環境省からの「浄化槽の指導普及に関する調査」に協力するため、市町村に対し、浄化槽法定検査の結果データを提供した。
② 公益財団法人日本環境整備教育センターの委託を受け、全国浄化槽推進市町村協議会に補助対象登録された浄化槽が所期の性能を発揮しているかどうか検証するため、米沢市2基、長井市2基、寒河江市1基、計5基の現地調査を行った。

6) 浄化槽維持管理に関する調査研究

- ① 保守点検及び清掃に関する調査研究
法定検査の結果から、BOD超過や不適正浄化槽について地域間の傾向や維持管理の違い等について調査を行い、その内容を8月22日に開催した山形県浄化槽管理士に対する研修会及び2月10日に開催した青年部研修会で、浄化槽維持管理向上に資する情報提供を行った。
② 浄化槽法定検査の精度管理と効率化に向けた研究
BODが超過した場合の判定の統一化を図るため、検査実施時に撮影した浄化槽の写真データと判断基準の調査を行った。また、その結果を職員に周知するとともに法定検査の精度管理を高めた。
③ 改正浄化槽法で示された休止制度に係り、協会台帳の「空き家」となっている施設について、浄化槽台帳の整合性を高めるための検討を行った。検討の結果を踏まえて、空き家となっている2,169件の施設について、2月に悉皆調査を行い、使用実態の把握に努めた。
結果、110件から検査中込書の提出があり、浄化槽台帳精度向上及び受検率向上に繋がった。

7) 水環境保全活動への支援

- ① 県内小中学校等(4団体140名)からの要請により、県内河川において簡易調査キットによる水質検査を実施し、環境教育の実践に協力した。
② 最上川フォーラムの県内一斉調査「身近な川や水辺の健康診断」へ参加するとともに、60団体186箇所のレーダーチャート作成と河川ごとの調査結果のマップ作成に協力をした。

8) 被災地支援活動

山形県防災フォーラムへ参加し、大規模災害時に備え情報収集を行った。

9) 新規事業の推進

浄化槽法改正を見据え、浄化槽保守点検・清掃業者の維持管理報告について、行政庁に電子化で対応可能とするシステムを開発するため、浄化槽維持管理システム検討会を12月に立ち上げ、計4回会議を行った。

また、県内の自動捕捉式はかりの検定業務について、当協会の収益事業となるよう自動捕捉式はかりメーカーと協議を行った。

10) その他活動

- ① 6月11日、会員相互の情報交換と融和を図るため、第15回社員定時総会終了後、相互の扶助事業並びに懇親会を開催した。
② 当協会の組織強化のため、会員の協力を得ながら正会員1名の加入に努めた。
③ 日本赤十字社活動を支援するため助成金を交付した。
④ 1月16日、山形県環境エネルギー部長に対し、浄化槽施策に係る要望書の提出を行った。



第4回理事会の様子

令和7年度 判定別 法定検査実績表

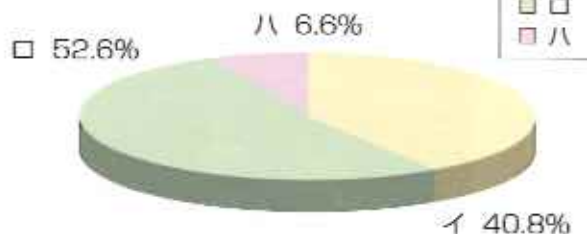
令和7年4月1日～令和8年3月31日

イ. 適正
□. おおむね適正
ハ. 不適正

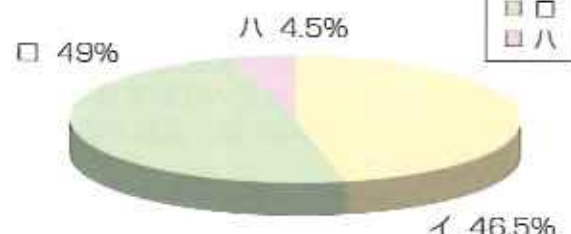
(単位:基)

地区名	市町村名	7 条 検 査				11 条 検 査				合 計
		検査基数	イ	□	ハ	検査基数	イ	□	ハ	
村山地区	村山市	5	2	3	0	1,196	574	526	96	1,201
	東根市	9	5	3	1	2,311	1,236	955	120	2,320
	尾花沢市	12	7	5	0	2,452	1,191	1,174	87	2,464
	人石田町	0	0	0	0	248	110	118	20	248
	(小計)	26	14	11	1	6,207	3,111	2,773	323	6,233
最上地区	新庄市	40	9	28	3	3,377	1,497	1,707	173	3,417
	真室川町	15	4	10	1	1,048	409	592	47	1,063
	金山町	3	0	2	1	459	137	297	25	462
	最上町	26	7	18	1	1,005	165	778	62	1,031
	舟形町	0	0	0	0	154	28	115	11	154
	鮎川村	6	2	4	0	522	192	290	40	528
	戸沢村	3	0	3	0	436	164	235	37	439
	人蔵村	2	2	0	0	385	130	226	29	387
	(小計)	95	24	65	6	7,386	2,722	4,240	424	7,481
置賜地区	米沢市	84	42	37	5	6,958	3,134	3,573	251	7,042
	南陽市	23	12	11	0	2,800	1,491	1,234	75	2,823
	高田町	4	1	3	0	1,324	654	630	40	1,328
	川西町	18	7	10	1	1,741	796	878	67	1,759
	(小計)	129	62	61	6	12,823	6,075	6,315	433	12,952
庄内地区	鶴岡市(旧管内)	18	9	6	3	2,424	1,324	954	146	2,442
	藤島庁舎	1	1	0	0	106	47	48	11	107
	羽黒庁舎	0	0	0	0	110	54	53	3	110
	柳引庁舎	0	0	0	0	72	30	38	4	72
	朝日庁舎	0	0	0	0	245	119	119	7	245
	温海庁舎	1	0	0	1	743	355	349	39	744
	鶴岡市計	20	10	6	4	3,700	1,929	1,561	210	3,720
	余目庁舎	1	0	1	0	204	105	82	17	205
	立川庁舎	0	0	0	0	154	76	74	4	154
	庄内町計	1	0	1	0	358	181	156	21	359
	三川町	1	0	0	1	139	74	58	7	140
	田川計	22	10	7	5	4,197	2,184	1,775	238	4,219
	酒田市(旧管内)	11	5	5	1	2,308	1,168	1,041	99	2,319
	八幡総合支所	1	1	0	0	314	151	144	19	315
	平田総合支所	1	1	0	0	389	178	205	6	390
	松山総合支所	0	0	0	0	66	35	30	1	66
	酒田市計	13	7	5	1	3,077	1,532	1,420	125	3,090
	遊佐町	4	1	3	0	610	318	271	21	614
	飽海庄内計	17	8	8	1	3,687	1,850	1,691	146	3,704
	(小計)	39	18	15	6	7,884	4,034	3,466	384	7,923
合 計		289	118	152	19	34,300	15,942	16,794	1,564	34,589

7条検査



11条検査



令和6年度 浄化槽法第11条検査受検率

	全設備 基数	検査 対象基数			検査 実施数			受検率	検査率		検査 機関
		単独	合併	単独	合併	単独	合併				
村山総合支庁管内	24,272	23,493	12,368	11,125	17,431	7,945	9,486	74.2%	64.2%	85.3%	理化学 分析 センター
(旧山形保健所)	8,217	7,912	5,174	2,738	4,878	2,760	2,118	61.7%	53.3%	77.4%	
山形市	4,135	4,081	2,934	1,147	2,157	1,381	776	52.9%	47.1%	67.7%	
上山市	1,885	1,881	695	1,186	1,395	400	995	74.2%	57.6%	83.9%	
天童市	1,275	1,270	1,021	249	803	596	207	63.2%	58.4%	83.1%	
山辺町	646	404	265	139	361	236	125	89.4%	89.1%	89.9%	
中山町	276	276	259	17	162	147	15	58.7%	56.8%	88.2%	
(旧寒河江保健所)	8,278	7,982	3,150	4,832	6,434	2,255	4,179	80.6%	71.6%	86.5%	
寒河江市	3,214	3,022	1,346	1,676	2,521	1,041	1,480	83.4%	77.3%	88.3%	
河北町	1,590	1,582	1,079	503	1,153	730	423	72.9%	67.7%	84.2%	
西川町	874	870	270	600	724	191	533	83.2%	70.7%	88.8%	
朝日町	1,518	1,506	150	1,356	1,263	102	1,161	83.9%	68.0%	85.6%	
大江町	1,082	1,003	305	698	773	191	582	77.1%	62.6%	83.4%	
(旧村山保健所)	7,777	7,599	4,044	3,555	6,119	2,930	3,189	80.5%	72.5%	89.7%	水質保全 協会
村山市	1,447	1,365	886	479	1,177	731	446	86.3%	82.5%	93.2%	
東根市	3,023	2,958	1,999	959	2,314	1,450	864	78.2%	72.5%	90.1%	
尾花沢市	2,846	2,817	854	1,963	2,390	639	1,751	84.9%	74.8%	89.2%	
大石田町	461	461	305	156	238	110	128	51.7%	36.1%	82.3%	
最上総合支庁管内	8,787	8,658	2,847	5,811	7,314	2,423	4,891	84.5%	85.1%	84.2%	
(旧新庄保健所)	8,787	8,658	2,847	5,811	7,314	2,423	4,891	84.5%	85.1%	84.2%	
新庄市	4,180	4,136	1,517	2,619	3,329	1,402	1,927	80.5%	92.4%	73.6%	
金山町	520	515	94	421	452	71	381	87.8%	75.5%	90.5%	
最上町	1,145	1,122	275	847	996	192	804	88.8%	69.8%	94.9%	
舟形町	181	181	85	96	154	55	99	85.1%	64.7%	103.1%	
真室川町	1,181	1,165	245	920	1,027	182	845	88.2%	74.3%	91.9%	
大蔵村	419	399	119	280	387	108	279	97.0%	90.8%	99.6%	
鮎川村	600	585	242	343	517	211	306	88.4%	87.2%	89.2%	
戸沢村	561	556	270	286	452	202	250	81.3%	74.8%	87.4%	
西郷総合支庁管内	20,381	19,495	6,321	13,174	16,937	4,955	11,982	86.9%	78.4%	91.0%	理化学 分析 センター
(旧米沢保健所)	15,015	14,433	4,510	9,923	12,606	3,596	9,010	87.3%	79.7%	90.8%	
米沢市	8,058	7,901	2,106	5,795	6,790	1,596	5,194	85.9%	75.8%	89.6%	
南陽市	3,273	2,989	1,194	1,795	2,752	1,086	1,666	92.1%	91.0%	92.8%	
高畠町	1,614	1,498	565	933	1,336	439	897	89.2%	77.7%	96.2%	
川西町	2,070	2,046	645	1,401	1,728	475	1,253	84.5%	73.6%	89.4%	
(旧長井保健所)	5,366	5,062	1,811	3,251	4,331	1,359	2,972	85.6%	75.0%	91.4%	
長井市	2,777	2,648	1,028	1,620	2,271	776	1,495	85.8%	75.5%	92.3%	
小国町	1,025	933	474	459	674	315	359	72.3%	66.5%	78.3%	
白鷹町	1,075	993	204	789	954	191	763	96.1%	93.6%	96.8%	
飯豊町	489	489	105	384	432	77	355	88.3%	73.3%	92.4%	
庄内総合支庁管内	11,747	11,052	7,290	3,762	7,975	4,642	3,333	72.2%	63.7%	88.6%	水質保全 協会
(旧鶴岡保健所)	5,042	4,491	2,786	1,705	3,922	2,386	1,536	87.3%	85.6%	90.1%	
鶴岡市	4,854	4,308	2,665	1,643	3,788	2,312	1,476	87.9%	86.8%	89.8%	
三川町	188	183	121	62	134	74	60	73.2%	61.2%	96.8%	
(旧酒田保健所)	6,705	6,561	4,504	2,057	4,053	2,256	1,797	61.8%	50.1%	87.4%	
酒田市	5,402	5,366	3,704	1,662	3,075	1,650	1,425	57.3%	44.5%	85.8%	
庄内町	481	481	340	141	354	211	143	73.6%	62.1%	101.4%	
遊佐町	822	714	460	254	624	395	229	87.4%	85.9%	90.2%	
県全体	65,187	62,697	28,826	33,871	49,657	19,965	29,692	79.2%	69.3%	87.7%	

※検査対象基数は令和7年度 浄化槽の指導普及に関する調査による。

※検査対象基数は下記算出式による推計値を用いている。

$$=(R6年度未設置基数)-(R6年度新設基数)-(R5.8.1\sim R5.12.31の新設基数)\times 1/2-(R6.1.1\sim R6.3.31の新設基数)$$

※端数処理の関係上、全市町村の検査対象基数の合計と県全体の検査対象基数が一致していない。

令和8年度 事業計画

1 浄化槽法定検査の推進

- ① 浄化槽法定検査実施計画
7条検査200基、11条検査33,800基 合計 34,000基とする。
- ② 総合支庁及び管内市町村の担当者と情報交換を行い、未受検者に対し周知啓発を行い、受検率の向上を図る。
また、中規模以上浄化槽の未受検者に対し、県とともに受検啓発を行う。
- ③ 浄化槽法定検査員資格取得のため、公益財団法人日本環境整備教育センターに新入職員を派遣する。また、酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者講習に職員を派遣し、検査員の労働安全衛生の向上に努める。

2 浄化槽及び一般廃棄物に関する研修会・講習会

- ① 会員、浄化槽管理士、浄化槽清掃技術者、一般廃棄物処理業者及び当協会職員の資質の向上を図るため、浄化槽水処理技術管理研修会及び一般廃棄物セミナーを開催する。
- ② 浄化槽管理士の育成と浄化槽管理技術の向上を図るため「浄化槽管理技術指導出前講座」について推進する。
- ③ 浄化槽の適正な取り扱いと使用上のルールを理解してもらうため、各総合支庁管内において、浄化槽新規設置者に対する講習会を開催する。
また、浄化槽新規設置者には、講習会資料一式を対象者へ無料で配付する。
- ④ 検査員の資質と技術力の向上及び精度管理の徹底を図るため、積極的に講習会等に参加するとともに、法定検査の効率的運用を図るため、内部研修を実施する。
- ⑤ 浄化槽法に基づく保守点検業の登録に際して、3年に1回義務化された浄化槽管理士研修について、「山形県浄化槽管理士に対する研修会」を県と連携協力しながら開催する。

3 浄化槽及び一般廃棄物に関する情報提供、機関紙の発行

- ① 浄化槽及び浄化槽清掃に関する情報を会員に提供する。
- ② 一般社団法人日本環境保全協会発行の「環境保全タイムズ」等、一般廃棄物処理業に関する情報を会員に提供する。
- ③ 協会機関紙「県水協たより」を発行し、県、市町村、会員及び関係機関等に配布する。
- ④ ホームページを通して協会の情報公開等に努めるとともに、浄化槽の適正な管理知識や各種手続き等の普及を図る。
アドレス <https://yamagata-suisituhozen.or.jp/>

4 浄化槽台帳システムを活用した市町村との業務委託の推進

浄化槽法により自治体に整備が義務付けられた浄化槽台帳について、指定検査機関への委託を可能とする方針を受け、当協会独自の「市町村浄化槽台帳システム」の活用に向けて市町村への周知説明を積極的に行い、業務委託を進める。

5 浄化槽の維持管理に関する調査・相談・指導業務

- ① 浄化槽管理者からの相談や問い合わせ等に対し、対応する。
- ② 環境省から市町村に依頼される「浄化槽の指導普及に関する調査」の回答に協力するため、市町村に浄化槽法定検査の結果データを提供する。
- ③ 公益財団法人日本環境整備教育センターの委託を受け、全国浄化槽推進市町村協議会に補助対象登録された浄化槽が所期の性能を発揮しているかどうか検証するため、実地調査を行う。

6 浄化槽維持管理に関する調査研究

改正浄化槽法で示された休止制度について、所有者不明の空き家や使用停止状態であっても条件を満たしたうえで届出しなければ「休止」とはならないため、市町村と連携し実態調査するとともに、浄化槽台帳の整合性を高めるための調査研究を進める。

7 水環境保全活動への支援

- ① 県内小中学校等からの要請により、県内河川において簡易調査キットによる水質検査を実施し、環境教育の推進に協力する。
- ② 美しい山形・最上川フォーラムの県内一斉調査「身近な川や水辺の健康診断」へ参加するとともに、調査結果の集計について協力を行う。

8 災害時の廃棄物処理及び浄化槽点検等に関する復旧支援

本県において大規模災害が発生した場合に、山形県と締結した「災害時における廃棄物の収集運搬及び浄化槽の点検等に係る協定書」に基づき、復旧を支援する。

9 収益事業の推進

- ① 浄化槽法改正を見据え、浄化槽保守点検・清掃業者の維持管理結果を行政庁に電子報告できるシステムを検討会で開発するとともに、維持管理者へシステム提供及び支援を行っていく。
また、維持管理者に対し、システムの必要性や利便性を啓発するため研修会を開催する。このシステムと並行して、市町村から委託を受けている「市町村浄化槽台帳システム」について、維持管理者からの電子報告を受け取り、反映できるようシステム改修を検討する。
- ② 新規事業として、令和8年度から県内の自動捕捉式はかりの検定業務を協会で実施する体制を整え収益増を目指す。

10 その他活動

- ① 当協会の組織強化のため、会員の協力を得ながら新規会員、賛助会員の加入促進に努める。
- ② 一般社団法人日本環境保全協会等の上部団体と連携を図り、事業の円滑な推進と発展に資するとともに扶助事業の推進に努める。
- ③ 日本赤十字社活動に対する支援を行う。

浄化槽法定検査時の 検査手数料が変わりました!!

令和8年4月1日改定

浄化槽法定検査に係る手数料の改定について

浄化槽管理者の皆様には、平素より法定検査の受検に御理解と御協力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、当協会は、平成2年度より山形県から指定を受け、浄化槽の法定検査を実施して参りましたが、今後は浄化槽の設置基数が年々減少することから、経営努力だけでは安定した経営が困難な状況となっております。

このため、山形県から手数料改定の承認を受け、令和8年4月1日から下記のとおり新たな手数料で検査を実施させていただいております。

当協会としましては、皆様方の信頼を得るべく、引き続き経営の効率化、経費の節減等に努めて参りますので、このたびの検査手数料の改定につきましては、何卒御理解を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

法定検査手数料（20人槽以下の浄化槽）

	現 行	令和8年4月1日～
浄化槽法第11条に基づく検査 (維持管理の状況を確認するため毎年1回行う検査)	5,000円	6,000円

法定検査手数料は、消費税は非課税となります。従ってインボイス対象外です。
また、21人槽以上の手数料変更はございません。

浄化槽法定検査 山形県知事指定検査機関



公益社団法人 山形県水質保全協会

〒999-3775 東根市大字野田695-8
TEL0237-48-2469 FAX0237-48-2693

URL <https://www.yamagata-suisituhozen.or.jp/>

山形県水質保全協会

検索

(公社) 山形県水質保全協会開発

なぜ、いま
浄化槽維持管理システムなの

会員向けの 浄化槽維持管理システム



(令和6年6月14日 議員連盟決議・浄化槽法改正概要に対応)

今回浄化槽法改正と過去の流れ

平成12年改正

単独処理浄化槽の
新設が原則禁止

令和2年改正

特定既存単独処理
浄化槽が定義

令和7年2月

総務省が環境省に対して勧告 (R6.2.9)

勧告 一部抜粋

- 除却を求めるための助言・指導、勧告及び命令制度が導入されたが、十分に活用されていない。
- 清掃業者や保守点検業者からの情報収集の仕組みを有効に機能させるための措置、維持管理の向上に向けた浄化槽台帳の整備活用方法の提示、デジタル化の検討。

議員連盟決議・浄化槽法改正

令和6年6月14日

議員連盟決議・浄化槽法改正概要に対応
一部抜粋

1 都道府県から浄化槽管理者への 「維持管理義務通知」制度の創設

法に定める維持管理義務（保守点検・清掃・法定検査）を履行していない浄化槽管理者に対し、維持管理義務が不履行であることを都道府県知事から通知する制度を設ける。



2 保守点検・清掃の 実施状況の報告義務化

都道府県知事が1. の通知を的確に実施できるようにするため、保守点検・清掃の実施状況について、浄化槽保守点検業者は都道府県知事へ、浄化槽清掃業者は市町村長への報告を義務化。電子的方法による報告を原則とする他、条例等による報告との調整規定を設ける。



保守点検・清掃の報告内容については、顧客名簿と点検日・清掃日、夫々の「特定既存単独処理浄化槽」に該当する点検項目と状況を含め報告

○ 躯体の漏水の有無 ○ 躯体・内部設備の著しい破損 ○ 槽周辺の環境（臭気の有無）の有無

3 指定検査機関の機能強化

指定検査機関の専門的能力の活用を図るため、特定既存単独処理浄化槽に対する助言・指導等の措置に関する事務を指定検査機関に行わせることができる規定を設ける。

システム検討委員会の趣旨とスケジュール

システム検討委員会の趣旨

「議員連盟決議・浄化槽法改正」が出たことを受け、これに対応すべく当協会にシステム検討委員会を立ち上げたところです。

趣旨としては、法改正に対応するシステムを協会が一括開発することにより、会員個々の負担を軽減し、会員個々で行政報告が完了出来るように、業務の改善を目指すものです。

今後のスケジュール

現在、システム内容について議論を進めております。

今年度開発を完了し、令和9年2月～3月の試験運用の後、令和9年4月より希望する会員への提供を目指しています。

浄化槽維持管理システムを（公社）山形県水質保全協会が開発する会員皆様へのメリット

導入コストを軽減できる

協会一括開発をしておりますので、導入時プログラムソフト開発費を複数事業所と按分できるイメージになります。ハードウェアについては、指定のスペックを各社でそろえても問題ありません。

保守点検・清掃の実施状況の報告義務化に対応

○ 会員個々で報告ができる

○ 「特定既存単独処理浄化槽」報告義務に対応



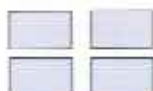
現場サイドのDX化→タブレット入力

個々の設置者の未収金状況・浄化槽1基に対して4枚写真添付、「特定既存単独処理浄化槽」への対応

タブレット入力



写真4枚添付



特定既存単独
処理浄化槽
への対応



個々の事業所で完結する
システムになります

データは各事業所で管理し、安心・安全に運用
できます。



協会が開発するので、トラブル
シューティングに対応しやすい

地元の協会だからこそ、迅速・丁寧なサポート
が可能です。

法改正に確実に対応し、業務効率化と信頼向上を支援します！



公益社団法人
山形県水質保全協会

〒999-3775

山形県東根市大字野田695-8

お気軽にお問い合わせください

TEL : 0237-48-2469

FAX : 0237-48-2693

<https://yamagata-suisituhozen.or.jp/>

令和7年度 青年部研修会



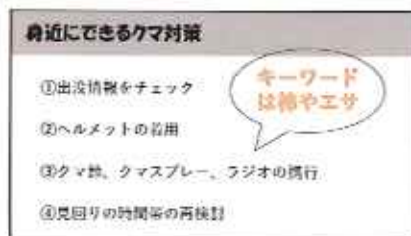
研修会の様子



哺乳類学会クマ部会員 小野寺レイナ氏による講演



県水大気環境課 田中補佐による講演



令和8年2月10日（火）天童市の天童ホテルにおいて、令和7年度青年部研修会を行い、青年部11名に参加いただきました。

最初に、山形県水大気環境課の田中恵子課長補佐から「山形県における浄化槽情報」と題して講演をいただき、続いて、日本哺乳類学会クマ部会員の小野寺レイナ氏からは、「クマの習性について ～浄化槽管理士が出来るクマ対策～」と題し、クマの生態や遭遇した時の対処の仕方、備えておくべき物や遭遇する確率を減らすための時間帯の再検討など、専門家から貴重なご講演をいただきました。

最後に、当協会の六沢善幸参事から、「山形県内の浄化槽における不適正の状況」について説明をいたしました。

協会からのお知らせ

社名変更	会員区分	氏名	新旧	事業所名	住所
	正会員	佐藤達也	新	(株)エコポリス	酒田市石橋字前田18番地2
			旧	(株)庄内エコポリス	
	賛助会員	鈴木正二	新	(株)カンレント	横浜市旭区川井本町103番地8
			旧	(株)スワレント	
会員変更	会員区分	新旧	氏名	事業所名	住所
	賛助会員	新	直江寿昌	日新産業(株)	新潟市東区上木戸二丁目3-43
		旧	直江為人		
	賛助会員	新	大瀧勝司	第一物産(株)	酒田市御町1番地の12
		旧	富樫藤和		

事務局より

今年4月、気象庁が近年の厳しい暑さを受け「酷暑日（こくしよび）」という予報用語を追加しました。40℃以上という極めて危険な暑さを示す言葉として、今後使われる機会が増えていくと考えられます。

当協会の検査員は、高温時に作業を行うことも多いため、熱中症対策をさらに充実して業務に当たっております。

この夏も猛暑続きの毎日ですが、会員の皆様そして従業員の皆様におかれましては、万全な熱中症対策を心掛けてくださるようお願い申し上げます。